項目	説明
環境白書	NEW! 環境白書とは、環境省が国会へ提出する年次報告書。環境問題の全体像を分かりやすく示すため、平成21年版からは、環境白書、循環型社会白書、生物多様性白書の３つの合本になっており、前年度の状況と次年度の施策がまとめられている。 令和５年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書のテーマは、自然資本充実と環境価値を通じた「新たな成長」による「ウェルビーイング／高い生活の質の向上」。現在、世界が直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という３つの危機に対し、早急に文明・経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる循環共生型社会を実現していくことが重要であることを伝えている。 第１章では、第六次環境基本計画について、現在我々が直面する環境の危機、我が国の経済社会の構造的問題を踏まえ、環境・経済・社会の統合的向上など環境政策が全体として目指すべき大きなビジョンを示すとともに、今後の施策の方向性を示していることを紹介。 第２章では、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という相互に関係する３つの世界的危機に対し、最新の動向や施策を紹介するとともに、課題の相互依存性を認識して自然再興・炭素中立・循環経済等政策の統合、シナジーを図ることが重要であることを紹介。 第３章では、自然再興・炭素中立・循環経済の同時達成のためには、環境をきっかけとして、地域やそこに住んでいる人々の暮らしを、豊かさやウェルビーイングへとつなげていくことが重要であり、そのための取組である「地域循環共生圏」やライフスタイルシフト等について紹介。 第４章では、東日本大震災や原発事故の被災地の環境再生の取組の進捗や、復興の新たなステージに向けた未来志向の取組を紹介。 （参考：https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/）
防災白書	NEW! 防災白書は、 前々年度（令和4年度）において防災に関してとった措置の概況、当該年度（令和6年度）の防災に関する計画をそれぞれ記述するほか、毎回、状況に応じたテーマを特集している。 令和６年版防災白書では、特集１を「『火山』を知る、そして備える」と題し、平成26年に発生した御嶽山噴火について振り返り、その後充実・強化されてきた我が国の火山防災対策の進展等について記載。さらに、特集２は「令和６年能登半島地震」として、発災後の初動対応や被災者支援、復旧・復興に係る取組など、主に発災から３ヶ月間の状況や対応について記載。 主な記載内容は以下のとおり。 ・自助・共助による事前防災と多様な主体の連携による防災活動の推進 ・防災体制・災害発生時の対応及びその備え ・発生が危惧される災害種別ごとの対策 ・国際防災協力 ・国土強靱化の推進のための取組 ・原子力災害に係る施策の取組状況 ・令和５年度に発生した主な災害 （参考：https://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/index.html）

項目	説明
国土交通白書	NEW! 令和6年版の白書では、深刻な少子高齢化と人口減少に直面している我が国の現状を踏まえ、「持続可能な暮らしと社会の実現に向けた国土交通省の挑戦」がテーマ。人口減少の影響を最小限に抑えるため、防災、まちづくり、公共交通、物流、インフラなど、国土交通分野における施策の方向性を示した上で、今後の「持続可能で豊かな社会像」を展望している。 令和6年度の概要は、以下のとおり。 第Ⅰ部　持続可能な暮らしと社会の実現に向けた国土交通省の挑戦 　第１章　人口減少と国土交通行政 　　第１節　本格化する少子高齢化・人口減少における課題 　　第２節　未来につながる変革と持続可能で豊かな社会を目指して 　第２章　国土交通分野における取組みと今後の展望 　　第１節　国土交通分野の現状と方向性 　　第２節　望ましい将来への展望 特集　令和６年能登半島地震への対応 　令和６年能登半島地震について、国土交通省の対応を紹介 第II部　国土交通行政の動向 　国土交通行政の各分野の動向を政策課題ごとに報告 （参考：https://www.mlit.go.jp/statistics/file000004.html）
水循環白書	NEW! 水循環基本法では、政府が水循環に関して講じた施策について毎年国会に報告することになっている。これに基づき、水循環の現状と課題や、水循環基本計画に盛り込まれた施策の取組状況を報告したもの。 令和6年版水循環白書の特集は、一人一人の生活と健全な水循環の結び付き。本編では、令和5年度 政府が講じた水循環に関する施策を報告している。 令和6年度の特集は、以下のとおり。 ・古くから様々な形で水資源を利用するとともに、水から多くの恩恵を享受。令和６年能登半島地震においても、飲用水にとどまらず、生活用水の確保の重要性を改めて認識。 ・令和６年度に、水道行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管。水道行政の一層の機能強化や直面する課題の効果的な解決が期待。 ・水資源の重要性を再認識し、健全な水循環の維持・回復のため、この機を捉え、令和６年能登半島地震での対応も念頭に、健全な水循環における上下水道の役割を特集。 （参考：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/mizu_junkan/materials/materials/white_paper.html）

項目	説明
こども環境白書	「こども環境白書」は、「環境白書」を基に、主に小学校高学年以上のこどもを対象として今、起きている環境問題を分かりやすく理解してもらうために作られている。 現在の最新版の2019年版のはじめにでは、環境問題に取り組むための4つのステップを勧めている。 　ステップ１：問題に気づこう 　ステップ２：問題をよく調べよう 　ステップ３：何ができるか考えよう 　ステップ４：できることを実行しよう この「こども環境白書」は、子供も大人も、みんながESD（持続可能な開発のための教育）の視点から気付き、考え、行動を変えていくためのツールでもあり、自ら「気付く」ためのきっかけを多く含んでいる。「気付く」 ことで、自ら考えて「行動」ができるようになる。環境だけではなく、開発、平和、国際理解等、文化面や社会面も含めて、持続可能な社会を構築できるよう、一人ひとりの行動を見直して変えていくために、この白書を役立てることを期待している。 持続可能な社会で大切なことを理解する捉え方の例として、 　いろいろある　関わりあっている　限りがある　一人ひとり大切に　力を合わせて　責任をもって を挙げている。 問題解決に必要な能力・態度を身に付ける例として、 　批判的に考える力　未来像を予測して計画を立てる力　多面的、総合的に考える力　コミュニケーションを行う力　他者と協力する態度　つながりを尊重する態度　進んで参加する態度 を挙げている。 （参考：https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/kodomo.html）
DX： DigitalTransformation	近年、データやデジタル技術の普及・拡大により、インターネットやソフトウェアといった技術革新が急速に進んでおり、これまでの現実空間を前提とした業務そのものが効率化し、さらに抜本的に変革する「デジタル・トランスフォーメーション（DX：Digital Transformation）」が様々な業界・業種で本格的に進展しています。
インフラ分野のDX	インフラ分野においても、社会経済状況の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、国民のニーズを基に社会資本や公共サービスを変革すると共に、業務そのものや、組織、プロセス、建設業や国土交通省の文化・風土や働き方を変革し、インフラへの国民理解を促進すると共に、安全・安心で豊かな生活を実現することをめざしています。地質調査業界においても、テレワークや WEB 会議、現場での立会のリモート化、地盤データのデータベース化、AI 技術の活用、衛星データの活用、様々なセンサーを用いたリアルタイム観測などが進んでいるが、今後、現場作業の軽減のためのアシストスーツ、全自動ボーリングシステムなど、さらなる展開が期待されます。
BIM/CIM	BIM/CIM（Building/ Construction Information Modeling, Management）とは、コンピュータ上に作成した３次元の形状情報（３次元モデル）に加え、構造物及び構造物を構成する部材等の名称、形状、寸法、物性及び物性値（強度等）、数量、そのほか付与が可能な情報（属性情報）とそれらを補足する資料（参照資料）を併せ持つ構造物に関連する情報モデル（BIM/CIM モデル）を構築すること（Building/ Construction Information Modeling）、及び、構築したBIM/CIM モデルに内包される情報を管理・活用すること（Building/ Construction Information Management）をいいます。
名古屋高速道路　拡充	名古屋高速道路に新たな、入口や渡り線が追加、新設されます。
	黄金出入口、新洲崎出入口、栄出入口、丸田町JCT西渡り線、南渡り線です。

項目	説明
 ・黄金出入口のフルＩＣ化による駅西側とのアクセス強化 ・新洲崎ＪＣＴ出入口設置による駅東方面とのアクセス向上 ・栄出入口・渡り線の追加による、名古屋高速都心環状線の渋滞緩和、名古屋駅へのよりスムーズなアクセス向上	リニア中央新幹線の開業に向け、都心環状線の渋滞解消、名古屋駅へのよりスムーズなアクセス向上、名古屋駅から中部国際空港を始めとする南方面へのアクセス向上及び都心部における自動車の集中緩和を図るためです。 令和２年３月に「黄金出入口付近への出入口追加および新洲崎JCTへの出入口設置」に関する都市計画変更の告示がされました。 令和３年３月には「栄出入口」及び「丸田町JCT西渡り線・南渡り線」の追加に係る都市計画変更がなされたことから、 早急な整備を図るべく、令和３年８月２４日に国土交通大臣の許可を受け、新たに名古屋高速道路の整備計画に組み入れました。
ダムの洪水軽減	ダムは通常時、利水のために多くの水を確保していますが、台風や豪雨が予測される場合はあらかじめ放水を行って貯水能力を高め、下流に流れる水量を調整します。
耐震工法、制震工法、免震工法	耐震工法は、建物を硬く固定することによって衝撃に耐える工法のことです。耐力壁を増やしたり、接合部を固めて建物の骨組みで地震に耐える工法です。制震工法は、建物の一部に可動部分を設け、揺れを吸収する工法です。土台と梁の中間に設置した振動吸収装置が建物の振動を吸収して建物の揺れを軽減します。免震工法は、建物の基礎と土台の間を可動体として揺れを吸収する工法です。積層ゴム、ダンパーなどにより、建物に最も大きな影響を与える水平方向の揺れを小さく抑える工夫が施されます。揺れの軽減率の観点からすると、大きな順に、免震工法、制震工法、耐震工法となります。
協会の災害支援	当協会では、地震、豪雨、火山噴火、事故等による災害発生時、地盤に関わる技術者の果たすべき役割は非常に大きく、また災害対策に対する支援は責務であると考えております。当協会では毎年、中部地方整備局との間に支援協定を締結しており、その協定書に基づき災害応急対策の支援を行います。この協定書では、支援要請に対し、各県（愛知、岐阜、三重、静岡、長野南部）ごとに資機材、人材を確保するための体制が定められています。また当協会では毎年9月に防災訓練を実施し、体制の維持に努めています。各支部でも県建設部との間に同様の協定を結んでおり、災害発生時の支援体制が整えられています。
過労死等の防止のための対策に関する大綱	平成27年7月24日に閣議決定され、現在、取り組みが進められています。この大綱では、過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会を目指して、国、地方公共団体、事業主、労働組合、民間団体、国民等にさまざまな取り組みに努めるよう求めています。このうち、事業主にについては、国が行う対策に協力するとともに、労働者を雇用する者として責任をもって対策に取り組むよう求め、最高責任者・経営幹部が先頭に立って取組等を推進すること、働き盛りの年齢層に加え、若い年齢層にも過労死等が発生していることを踏まえて、取組の推進に努めること、過労死等が発生した場合には、原因の究明、再発防止対策の徹底に努めることを求めています。産業保健スタッフ等の活用も求めています。
無電柱化	無電柱化は、「景観・観光」、「安全・快適」、「防災」の観点から、国土交通省が推進しています。昭和61年度から3期にわたる「電線類地中化計画」、平成11～15年度の「新電線類地中化計画」、平成16～20年度の「無電柱化推進計画」に基づき、整備が行われてきており、 現在は、「無電柱化に係るガイドライン」に沿って、無電柱化が進められています。 全国10ブロック毎の道路管理者、電線管理者、地方公共団体等の関係者で構成される協議会において、無電柱化実施予定箇所をとりまとめが行われ、事業が推進されています。
インフラツーリズム	インフラツーリズムとは、インフラや土木景観を観光資源と位置づけて、実際に現地へ赴き観光旅行する行為のことです（和製英語）。国土交通省も積極的な利用を奨励しており、政府が推進する訪日外国人旅行増加手段の一つの柱として位置付けています。国土交通省総合政策局のインフラツーリズムのホームページでは、各地で開催されているツアーも紹介されています。

項目	説明
激甚災害指定	激甚災害制度は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づく制度です。政府は、激甚災害法に基づき国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定することとしています。指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助のかさ上げや中小企業事業者への保証の特例など、特別の財政援助・助成措置が講じられます。平成28年においては、熊本地震による熊本県等の災害、6月・7月の梅雨前線に伴う豪雨による熊本県・宮崎県の災害、8月～9月の台風に伴う暴風雨・豪雨による北海道・岩手県の災害、9月の台風16号に伴う暴風雨・豪雨による宮崎県・鹿児島県の災害が激甚災害に指定されています。
災害救助法	災害救助法は、災害直後の応急的な生活の救済などを定めた法律です。災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としています。この法律による救助は、都道府県知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助することとなっています。
災害対策基本法	災害対策基本法は、1959年（昭和34年）に愛知県、岐阜県、三重県及び紀伊半島一帯を中心として全国に大きな被害をもたらした伊勢湾台風を契機に制定された法律です。この法律は、防災体制の不備を改め、災害対策全体を体系化し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的としています。この法律には、防災に関する責務の明確化、総合的防災行政の整備、計画的防災行政の整備、災害対策の推進、激甚災害に対処する財政援助等、災害緊急事態に対する措置などの規定が置かれています。
噴火警戒レベル	噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を５段階に区分して発表する指標です。噴火警戒レベルは、「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として火山噴火予知連絡会によって選定された50火山のうち、38火山（平成28年12月現在）で運用されています。
噴火警戒レベルとキーワード	レベル５：キーワードは、「避難」。噴火警報（居住地域）または噴火警報。居住地域及びそれより火口側が対象 レベル４：キーワードは、「避難準備」。噴火警報（居住地域）または噴火警報。居住地域及びそれより火口側が対象 レベル３：キーワードは、「入山規制」。噴火警報（火口周辺地域）または火口周辺警報。火口から居住地域近くまでが対象 レベル２：キーワードは、「火口周辺規制」。噴火警報（火口周辺地域）または火口周辺警報。火口から居住地域近くまでが対象 レベル１：キーワードは、「火山であることに注意」。噴火予報。火口内等が対象 ＊詳細は気象庁のホームページをご覧下さい。
フェーン現象	湿潤な空気が山を越えて反対側に吹き下りたときに、風下側で乾燥した高温の風が吹きます。このことは「フェーン」と言い、この風により付近の気温が上昇することを「フェーン現象」と言っています。湿潤な空気が山を吹き上がる際には､水蒸気を雨として降らせ、100メートルにつき0.5℃の割合で気温が下がっていきます。このため、この空気が山を吹き下りる際には乾燥します。この乾燥した空気は、100メートルにつき１℃の割合で気温を上昇させながら吹き下りるため、風上側より気温が高くなります。フェーン現象が起きると、空気が乾燥するため火事が起こりやすくなります。仮にこの際に火事が起こり、強い風が吹いていると、燃え広がりやすくなりますので、「乾燥注意報」と「強風注意報」が同時に発表された際には、特に注意が必要です。